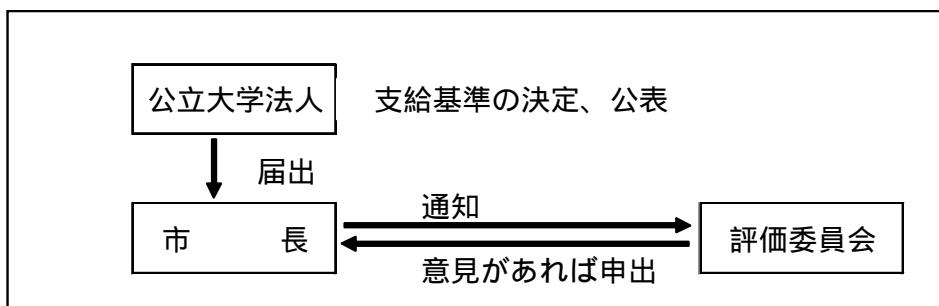


役員に対する報酬について

1 地方独立行政法人法での報酬等の原則

- (1) 役員に対する報酬等の支給の基準は、国および地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人および民間事業の役員の報酬等、当該公立大学法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- (2) 役員に対する報酬等は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 役員の報酬および退職手当の支給基準の手続き



3 公立大学法人秋田公立美術大学役員報酬等の基準

(1) 給料

区分	役員報酬
理事長(1人)	854,000円 / 月額(上限)
副理事長(1人)、常勤の理事(2人)	564,300円 / 月額(上限)
非常勤役員(理事1人、監事2人)	30,000円 / 日額

職員を兼務する役員（副学長、事務局長）には、職員給与規程により職員として給与を支給するが、役員としての報酬等は支給しない。（職員としての給与を支給する。）

(2) 手当

ア 期末手当

支給月	支給額
6月	(給料月額 + 給料月額 × 0.2) × 1.40 × 在職期間率
12月	(給料月額 + 給料月額 × 0.2) × 1.55 × 在職期間率

イ 寒冷地手当

法人職員の例による

(3) 役員退職手当

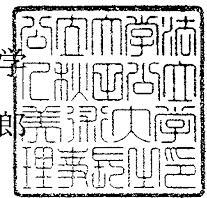
$$\text{支給額} = \text{給料月額} \times \text{勤続月数} \times 22.5 / 100$$

秋公美 第 11 号
平成 25 年 4 月 1 日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 石井 周悦 様

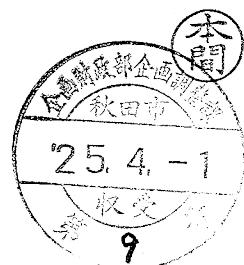
公立大学法人秋田公立美術大学

理事長 樋田 豊次郎



公立大学法人秋田公立美術大学の役員に対する
報酬等の支給の基準について（届出）

標記の件につきまして、別紙のとおり定めましたので、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条第 1 項の規定により準用される同法第 48 条第 2 項の規定に基づき届け出ます。



公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程

平成25年4月1日

規程 第 62 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する報酬は、給料、期末手当および寒冷地手当とする。

2 常勤役員の給料月額は、次に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める額を上限として理事長が個別に定める額とする。

- (1) 理事長 854,000円
- (2) 副理事長および理事 564,300円

(給与規程適用職員の役員報酬)

第3条 公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第65号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるときは、当該職員に対しては、役員の報酬を支給しない。

(給料の支給)

第4条 給料の支給については、次に掲げるところによる。

- (1) 新たに常勤役員となった場合又は常勤役員に異動があった場合には、その日から日割りによって計算した額を支給する。
- (2) 常勤役員が退職した場合には、その日まで日割りによって計算した額を支給する。
- (3) 常勤役員が死亡した場合には、その月分の全額を支給する。

2 前項第2号の場合において、退職した日に再び同一の職についたときは、その日に係る給料は重複して支給しない。

第5条 前条の規定により給料を支給する場合の給料額は、その月の現日

数から日曜日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(手当の支給)

第6条 常勤役員の期末手当および寒冷地手当の支給については、職員の例による。この場合において、期末手当の額は、給料月額およびその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に、在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。

(非常勤役員の報酬等)

第7条 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）には、報酬および通勤に要する費用を支給する。

- 2 非常勤役員の報酬の額は、日額30,000円とする。
- 3 非常勤役員の通勤に要する費用の額は、公立大学法人秋田公立美術大学旅費規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第70号）の例による。
- 4 非常勤役員の報酬および通勤に要する費用は、非常勤役員が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

(報酬の支給日等)

第8条 役員の報酬の支給日およびその方法は、職員の例による。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 役員となる前に秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の適用を受けていた者で退職手当の支給を受けることなく引き続き役員に就任したものとの期末手当の算出の基礎となる在職期間には、その者の秋田市職員給与条例の適用を受けていた期間を通算する。

公立大学法人秋田公立美術大学役員退職手当規程

平成25年4月1日
規程 第 63 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事（非常勤のものを除く。以下「役員」という。）の退職手当に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程の規定による退職手当は、役員が退職した場合にはその者に、死亡による退職の場合にはその遺族に支給する。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職又は死亡した日の属する月の給料月額に勤続月数を乗じて得た額に、100分の22.5を乗じて得た額とする。

(勤続月数の計算)

第4条 勤続月数の計算は、役員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数とする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異なる役員に任命されたときも同様とする。

(準用)

第6条 公立大学法人秋田公立美術大学職員の退職手当に関する規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第63号。以下「職員退職手当規程」という。）第3条、第4条および第22条から第28条まで（第24条第1項第2号、第25条第1項第2号および第2項（第26条第2項および第27条第7項において準用する場合を含む。）ならびに第27条第5項を除く。）の規定は、役員の退職手当に準用する。この場合において、第22条

第1項第2号中「就業規則第22条第2項第2号および第3号」とあるのは「就業規則第22条第2項第2号」と読み替えるものとする。

(役員と秋田市職員との間における退職手当の特例)

第7条 秋田市職員（秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和28年秋田市条例第4号。以下「秋田市退職手当条例」という。）第2条に規定する職員をいう。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の秋田市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その者が秋田市職員を退職したことにより退職手当の支給を受けているときはこの限りではない。

- 2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて秋田市職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に秋田市職員に復帰し秋田市職員として退職したと仮定した場合の秋田市退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における秋田市職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとする。

(役員と職員との間における退職手当の特例)

第8条 役員が、引き続いて職員（職員退職手当規程第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の規定に該当する役員が退職した場合（第1項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第2条の規定に

かかわらず、役員としての在職期間（職員として引き続いた在職期間を含む。）を職員退職手当規程第18条に規定する勤続期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、前項の規定に該当する役員となった日の前日における給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間を勘案し理事長が別に定めるものとする。

- 4 職員を兼務する役員の退職手当は、第2条の規定にかかわらず、職員退職手当規程によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の設立の日の前日に秋田市職員であった者であって、秋田市を退職したことにより退職手当の支給を受けることなく、法人の成立の日に役員となった者の在職期間については、その者の秋田市職員としての在職期間（秋田市退職手当条例の規定により算定される在職期間をいう。）を法人の職員としての在職期間とみなして第7条の規定を適用するものとする。